LP ガス販売における情報開示に関するアンケート調査結果

(一社) 全国消費者団体連絡会

【調査目的】2017 年 4 月に都市ガスが自由化されます。都市ガスの自由化の制度設計を検討している経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会では、都市ガスの競合相手として、電力(オール電化)、LPガス、が想定されています。消費者が合理的な選択を行うためには、比較検討するための情報が提供される必要があります。そこで、エネルギー問題に関する取り組みの一環として、LPガス販売を行っている事業者・各都道府県のLPガス協会に向けて、LPガス販売における情報開示に関するアンケート調査を実施しました。その結果を報告します。

【調査概要】

調査期間:2016年8月1日~8月31日

調査対象:①業界紙「プロパン・ブタンニュース」2016年1月1日付に掲載されたガス販売量の上位100社

②各都道府県の LP ガス協会 47 社

質問項目:家庭向けLPガス事業の実施状況、供給都道府県、標準的な料金メニュー(料金表)の設定・公開状

況、開示項目。

回答状況:郵送にてアンケート用紙を送付①アンケート用紙を送付した 100 事業者のうち1事業者は2社に分けてご回答いただいたのが1件、4事業者分まとめてご回答いただいたのが1件ありました。実質の対

象 98 事業者のうち、58 事業者よりご回答をいただきました。(回答率 59.2%)

②各都道府県の47LPガス協会のうち、45協会よりご回答をいただきました。

また、1協会からは回答できないとの連絡がありました (回答率 95.7 %)

【基礎データ】

■「LP ガス販売における情報開示に関するアンケート」(事業者対象)

Q1. 貴社(組織)は、2016年8月1日時点で、家庭向けLPガス事業を行っていますか?(N=58)

① 行っている	52 (90%)
② 行っていない	6 (10%)

Q 2. 貴社(組織)の家庭向けの供給都道府県のすべてに〇をつけてください(都道府県の一部の地域のみの場合も〇をお願いします)。(N=52)

北海道	7	石川	6	岡山	5
青森	6	福井	3	広島	5
岩手	7	山梨	8	山口	2
宮城	8	長野	7	徳島	2
秋田	6	岐阜	10	香川	3
山形	8	静岡	14	愛媛	3
福島	12	愛知	13	高知	1
茨城	17	三重	10	福岡	11
栃木	19	滋賀	3	佐賀	8
群馬	16	京都	6	長崎	9
埼玉	19	大阪	6	熊本	9
千葉	21	兵庫	4	大分	5
東京	19	奈良	4	宮崎	6
神奈川	21	和歌山	3	鹿児島	8
新潟	3	鳥取	2	沖縄	0
富山	7	島根	3		

Q3. 貴社(組織)は、家庭向けLPガスの標準的な料金メニュー(料金表)を設定していますか?(N=52)

① 2016年8月1日現在 ある	38
② 2016年8月1日現在はないが、今後設定する予定	12
③ ない	2

② と回答のうち、設定予定時期

2016 年中52017 年 1 月~3 月22017 年 4 月~3

時期無回答 2

③ 欄外記述 CP連動のため 1

親会社の意向もあるため具体的な回答できない 1

Q3-1. (Q3で①、②とお答えの方にお伺いします)家庭向けLPガスの標準的な料金メニュー(料金表)は公開されていますか。〇をしてください。(N=50、複数回答)

① 公開している	25
a 料金メニューの URL (ホームページ)	19
b パンフレットやチラシ	2
c 請求書あるいは領収書	3
d その他	1
② 今は公開していないが公開する予定である	23
a ホームページ	19
b パンフレットやチラシ	2
c 請求書あるいは領収書	1
d その他	1
③ 公開するかどうか検討中	7
④ 公開していないし、今後も予定していない	2

Q4. 下記の項目のうち、検針票、請求書、領収書のいずれかに記載している項目に○をしてください(記載しているものすべてに○をお願いします)。*お手数ですが見本を1部データ送付か郵送いただけると有難いです。(N=52、複数回答)

該当期間の使用量	49	設備利用等料金	9
(請求)合計金額	51	原料調整費	17
基本料金	21	その他	5
従量料金	20		

19事業者より見本の提供をいただきました。

■「LP ガス販売に関するアンケート」(LP ガス協会対象)

Q1.8月1日現在の貴協会の加盟事業者数及び域内事業者総数、協会組織率を教えてください。(N=45)

100%	25	
91~99%	14	
不明	6	

(組織率不明の協会は域内事業者総数が不明)

Q2. 全国LPガス協会策定の「LPガス販売指針」について伺います。

Q2-1. 加盟事業者に周知していますか

1	している	45	(100%)	
2	特に周知活動はしていない	0	(0%)	

Q2-2. 加盟事業者への周知の方法を教えてください。

① 指針	を配布している	42	(93%)
② 指針	をホームページに掲載している	39	(87%)
③ 指針	についての講習会を開催している	39	(87%)
④ 指針	について事業者からの個別相談に対応している	19	(42%)
⑤ その	他	2	(4%)

Q2-3. 加盟事業者の遵守状況を確認していますか。(N=45)

① 確認している	1 (2%)
② していない	39 (87%)
(無回答)	5 (11%)

欄外に 16 事業者から「指針を示し、順守を推奨していますが、事業者団体として確認することは強制と受け止められ、独占禁止法に抵触するとの見方があるため確認できません。」

または同様の内容の記載がありました。

Q3. 貴協会に対して、LPガス契約者から、料金や契約内容に関する相談・クレーム等が寄せられることがありますか。(N=4.5)

1	ある	\rightarrow Q3-1 \sim	44	(98%)
2	ない	→Q4^	1	(2%)

Q3-1. ある場合は、差支えない範囲で教えてください (○をつけていただき、概要をお書きください)。(N=44、複数回答)

- ① 料金について(40、89%)
- : 取引店の価格について
- : 転勤で LP ガスを使用しているが、以前の都市ガス料金より高い(2)
- : 都市ガス料金との比較(3)
- :都市ガスに比べて料金が高い(2)
- :LP ガス料金が不透明であること
- : 勧誘業者の提示する料金が、現在取引をしているガス会社の料金と差があり、平均的なガス料金についての相談。LP ガスは自由料金制度なのでガス会社によって料金が異なること、同じガス会社でも複数の料金体系があることを説明し、石油情報センターでの調査価格を回答している。
- :料金が安かったため取引業者を替えたのだが、初めは安かった料金が、知らない間に高くなり、元の業者より高くなってしまった。料金の改定について説明不足ではないか。
- :料金の内訳が不明(2) など
- : LP ガス料金制度の相談(4)

- :地域の平均価格を教えてほしい。石油情報センターのホームページを紹介。(12)
- : 関東からの転勤者に多いのですが、県内 LP ガス料金が高いとのクレーム
- :・「ガス代が高く感じる」「ガソリン等が下がっているのに LP ガスが下がらないのはなぜか」などにより、使用量に対する平均的な LP ガス料金を教えてほしい。 $(5\,\text{件})\cdot\text{LP}$ ガス料金は販売店毎にガス料金が違うのはなぜか。 $(3\,\text{件})\cdot$ 都市ガスやオール電化に変更するため、LP ガス設備の撤去を申し入れたところ、撤去費用を請求された。 $(12\,\text{件})$
- : 基本料金について (3)
- : 平均と比べて我が家のガス料金は高いか、安いか
- :料金体制、仕組について(2)
- : あまり使っていない(使用量は不明の場合が多い)のに高いではないか、等
- :他販売店との比較(3)
- :他店より高い(2)
- : 料金が高い(4)
- : 値上げ等、料金表の配布について
- :料金体系を詳しく説明してほしい 等々
- :地域における平均的な料金について(2)
- ② 契約内容について(22、49%)
- : 契約時における清算方法について
- :取引内容がよくわからない。不透明である。
- : 現在取引しているガス会社とガス設備についての貸与契約を取り交わしている。LP ガスの訪問勧誘があり LP ガス設備の貸与契約は無効になった判例があるので解約時のガス設備の清算は心配ないと言われたという相談。・お客様とガス会社の間で取り交わした LP ガス設備の貸与契約の有効性について当相談センターでは判断できません。住宅購入時の売買契約書、重要事項説明に LP ガス消費設備等はガス会社の所有である旨の記載があり、LP ガス設備の貸与契約について内容の説明を受け締結した貸与契約書は有効であるとの判例があるからです。建物購入時の建築会社、不動産会社にも照会してくださいと回答している。
- :営業に来た業者が、業者の切り替えについて一切お金がかからないと言っていたのに、確認したら旧業者との間に消費設備の清算に関する契約があったため清算金が必要だった。営業トークかもしれないが、あまりにもいい加減ではないか。
- :オール電化に転換しようとするとガス事業者から撤去料を請求された。
- :新しいLPガス販売店に変更したところ、書面(契約書)に署名捺印を求められたが必要なのか。(1件)
- : LP ガス供給にかかる 10 年契約(割引料金適用)を結んでいたが、途中で供給契約の解除を申し出たところ、契約に基づく違約金を請求された。(1件)
- : 設備の所有権はだれにあるのか(2)
- : 契約書の内容
- :14条書面の交付について
- :解約時に費用を請求されたが支払う必要はあるのか、等
- :解約時の配管代金の請求について 等
- :解約時の費用負担の相談
- : 撤退料金や保証金について
- : 撤去費用について
- : 他店に代わる際に撤去費用や違約金を請求された
- : 移動切替時にわかりやすく適正な対応をして欲しい等々

: 販売店の変更について・ガス販売店解約時の撤去料金について

- ③ 営業方法について(8、18%)
- :毎月の料金明細書に基本料金や単価が記載されていない。
- :現在取引しているガス会社から頼まれてきたとウソを言うなど、特商法に違反している LP ガスの訪問勧誘があったという相談。このような迷惑行為は特定商取引法に違反をし、取引の公正や消費者の利益が害されるおそれがあるので、都道府県知事や消費者庁にその内容を申し出て、事業者等に対して適切な措置をとるよう求めることができる特定商取引法の申出制度があることを説明。別のお客様が同じような被害にあわないためにも特商法の申出制度の利用について協力をお願いしている。
- :知らない販売業者からのポスティング(格安単価での勧誘)
- : 切り替えブローカーによる迷惑勧誘
- : 他業者からの勧誘について
- :電力、都市ガス等の他エネルギーとの比較の相談
- ④ その他(14、31%)
- :調査点検の周期、移転先での販売事業者を教えてほしい、等
- : 小型容器の処分方法について(4)
- :調査点検等について
- :ガスを短期間止めることはできるか。カセットボンベの処分方法について。ガス料金を前もって教えてもらう ことはできるか。
- : 特にアパート入居者から料金が高いとの苦情が多い。
- :国からの補助事業で相談所を開設し、①価格②販売店の移動③設備関係④保安⑤その他 LP ガス全般についての相談を昭和 63 年から受け付けています。なお、設立当初から消費者団体千葉県連絡会から当該相談所委員会委員に就任していただいています。
- : LP ガスの訪問勧誘がありその場で申し込みをしたが撤回をしたいという相談。申し込み後8日間以内であればクーリングオフができること、それ以降であっても取引を希望しないのであればいつでも解約できるが LP ガス設備の工事後の場合、工事代金の清算が必要になる場合があるので撤回を検討しているならば工事に着手しないこと、お客様の態度が曖昧であると勧誘業者は何回も訪問をしてくるので不要なものははっきりと断ることが大切であると回答している。
- :LP ガス販売指針に則って回答しております。
- : ボンベの処理や販売店等の連絡先の照会について

不要容器の処分方法の相談

- :保安について、容器の処分について
- :販売店が1週間に1回程度容器交換にくる。使用料が多くなり、ガス料金が高くなっていないか心配だ。
- : 質量販売について(2)
- : ガスメーターによるガスの遮断、外国人への周知方法 など
- Q4. 貴協会に加盟していない事業者について、お困りのことやご意見がありましたら教えてください。
- :公的機関や消費者団体と誤認をするような名称でインターネット等で勧誘をしている業者が存在し、消費者が 困惑している。
- :お客様相談所へ寄せられる相談の大多数が、非加入事業者に関する内容である。しかし非加入であるため実態等が不明で回答できないケースがある。また、県主催の保安講習会や、取引適正化講習会等にも参加しないため、業界としての様々な取組み等も伝えることができない。
- : 販売指針の徹底や、保安に関する項目について、周知徹底や指導を行うことができない
- : 保安や法令遵守の内容について把握できない